

石狩市プール整備基本構想に関する 公募型プロポーザル実施要項

1. 業務の概要

(1) 業務の目的

市内公営プールの老朽化が著しいことから、市内公営プールの整備方針となる「石狩市プール整備基本構想（以下、基本構想という）」を定め、基本構想に基づき、具体的な施設規模・諸室構成、開設地等を定めることを目的とした「石狩市プール整備基本計画（以下、基本計画という）」を策定することを目的とする。

(2) 業務の名称

石狩市プール整備基本構想

(3) 業務内容

「石狩市プール整備基本構想仕様書（以下、「仕様書」という。）」による。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

(4) 予算額

20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すものである。

(5) 履行（委託）期間

委託契約締結日から最大 16 か月以内で契約候補者が提案する委託業務完了日

2. 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする業務において石狩市契約規則（平成 8 年規則第 11 号）第 6 条第 2 項に規定する競争入札資格者登録名簿に登録された者であること。
- (2) 石狩市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 8 年要領第 2 号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続等又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 銀行取引停止となっていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（平成 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

3. 契約方法

提出された企画提案書と提案者からのプレゼンテーションの内容を審査する選定委員会を開催し、評価が最も優れている事業者を第 1 優先契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

なお、第 1 優先契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、もしくは 2 の参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点者を第 2 優先契約候補者に選定し、契約の交渉を行うこととする。

また、参加提案者が 1 者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

4. 参加表明書に関する事項

(1) 提出書類

・参加表明書 <様式 1 >

(2) 提出期限 令和 6 年 10 月 28 日（月）午後 5 時まで（持参、郵送ともに必着）

(3) 提出場所 「10. 担当部局（書類提出先・問合せ先）」に提出すること。

(4) 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかに限る）

- (5) 参加事業者の決定
提出のあった参加表明書等を審査のうえ参加事業者を決定し、参加表明のあった事業者に対し、審査結果を令和6年10月31日（木）までに電子メールにて通知する。
- (6) 参加辞退
参加表明後に辞退を希望する事業者は、指定された期日までにプロポーザル辞退届＜様式4＞を提出すること。

5. 質疑の受付と回答

- (1) 提出書類 質問書＜様式2＞を使用した文書によるものとする。
- (2) 提出方法 電子メールでのみ受付（E-mail: sportsk@city.ishikari.hokkaido.jp
担当：健康推進部スポーツ健康課宛へ送信すること。）
- (3) 受付期間 公募開始の日から令和6年10月21日（月）午後5時まで（必着）
- (4) 回答方法 すべて取りまとめた後、令和6年10月24日（木）までに全参加予定事業者に対して電子メールで回答する。

6. 企画提案書に関する事項

- (1) 提出書類
4の参加表明書を提出した者は、＜様式3＞に、次の項目を内容とする企画提案書を添付して提出すること。なお、企画提案書に使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、用紙はA4版とすること。
- ① 企画提案書＜任意様式＞
- 仕様書の業務内容に掲げる各事項全てについて、具体的な提案をするとともに、業務の実施手順及び実施体制、業務スケジュール（業務完了予定日を含む）を記載すること。なお、業務スケジュールに関しては、i 基本構想、ii パブリックコメント用基本計画（案）、iii 基本計画について、個別に契約日から納品するまでの月数（日数）を記載すること。
 - 本事業に関する基本的な考え方を記載すること。
- ② 業務見積書、及び内訳書＜任意様式＞ ※税抜き価格で作成
- (2) 提出期限 令和6年11月1日（金）から11月18日（月）午後5時まで
（持参、郵送ともに必着）
- (3) 提出場所 「10. 担当部局（書類提出先・問合せ先）」に提出すること。
- (4) 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかに限る）
- (5) 提出部数 6部

7. 審査方法

- (1) 契約候補者の選定
市職員で構成する「石狩市プール整備基本構想に関する公募型プロポーザル審査委員会」において審査を行い、評価が最も優れている事業者を第1優先契約候補者として選定する。（次点者も決定する）
なお、審査は非公開とし、選定の結果は、決定後速やかに参加者へ文書により通知する。
応募が多数の場合（5件を超える場合を想定）は、書類による1次審査を実施し、1次審査を通過した参加者のみヒアリングを実施する場合がある。その際には、1次審査結果を提案者全員に通知する。
- (2) プレゼンテーション
企画提案内容を確認するためプレゼンテーション及び委員からの質疑応答により行う。
- ① 実施日時 令和6年11月21日（木）
- ② 実施場所 石狩市総合保健福祉センター（石狩市花川北6条1丁目41番地1）
- ③ 企画提案の説明及びヒアリング
1社あたり20分程度（プレゼンテーション：15分、質疑応答：5分程度）を予定。

④ 評価項目

- ・業務の実施体制
- ・業務に対する提案の内容
- ・プレゼンテーション能力
- ・業務期間 ※契約の日から 16 か月以内
- ・見積額

評価項目		配点	
1 業務の実施体制			
	業務の遂行に十分な体制が組み込まれているか。	5	5
2 業務に対する提案の内容			
	本業務の趣旨を理解し、要項に定める仕様に適合した提案がなされているか。	10	30
	提案内容に工夫がみられるか。また、独自の提案がなされているか。	10	
	実施期間が短い。成果品の納品が速やかに行われるか。	10	
3 プレゼンテーション能力			
	受託するに当たって積極的な姿勢が示されているか。また、提案内容、質疑応答において明確に説明しているか。	5	5
4 見積額			
	企画提案書の内容に対して、妥当な経費が示されているか。	10	10
合 計		50	50

⑤ その他

会場には、ノートパソコン、プロジェクター及びスクリーンを用意するが、参加者がパソコンを持参することは可能である。日程及び開始時間については別途連絡する。

(3) 審査結果

審査結果は、プレゼンテーション参加者に対し、書面の通知と併せて電子メールにて通知する。

8. スケジュール

公募開始	令和6年10月15日(火)
参加表明書の提出期間	令和6年10月15日(火)～10月28日(月)
企画提案書等の提出期間	令和6年11月1日(金)～11月18日(月)
プレゼンテーション審査	令和6年11月21日(木)(予定)

結果通知
契約手続き

審査後 3 日以内
令和 6 年 12 月中旬（予定）

9. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 次の条件のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。
 - ① 企画提案書の内容に虚偽の内容が記載されている場合
 - ② 関係者に対して工作等不当な活動を行ったと認められる場合
 - ③ 企画提案書が定められた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (4) 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 参加者から提案された関係書類は返却しない。
- (6) 参加者から提出された企画提案書は当該審査以外で提案者に無断で使用しない。
- (7) 提出された企画提案書の機密保持には十分配慮する。
- (8) 参加表明書又は企画提案書後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した辞退届<第 4 号様式>を提出すること。辞退することによって、今後の石狩市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。
- (9) 今後、石狩市議会において当該契約に係る予算（案）が否決された場合は、本プロポーザルに伴う契約は中止する。なお、申請等に要した費用は提案者の負担とする。

10. 担当部局（書類提出先・問合せ先）

石狩市健康推進部スポーツ健康課（担当：佐藤）

〒061-3216 石狩市花川北 6 条 1 丁目 41 番地 1 石狩市総合保健福祉センター 3F

T E L : 0133-72-6123（直通） F A X : 0133-76-6562

E-mail: sportsk@city.ishikari.hokkaido.jp